

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第3号アを次のように改める。

ア 開園時間

夏季（4月1日から9月30日まで） 午前9時から午後6時まで

冬季（10月1日から翌年の3月31日まで） 午前9時から午後5時まで

第13条の次に次の3条を加える

（保管した工作物等の公示）

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場

所に掲示すること。

- (2) 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙に掲載すること。

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(工作物等の売却手続等)

第13条の4 前2条に定めるもののほか、保管した工作物等の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。

第15条の見出し中「徴収」を「納付」に改め、同条第1項中「徴収期」を「納付」に改め、同項第1号中「徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同項第2号中「許可の際全額を徴収する」を「規則で定める日までに全額を納付しなければならない」に改める。

第17条を次のように改める。

(使用料の返還)

第17条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 公益上若しくは管理上又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に許可の取消し又は許可事項の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

別表第8丸岡公園の項中「、プール、グラウンドナイター施設」及び「、グラウンドゴルフ場」を削る。

別表第9都市公園使用料の1 第3条第1項に掲げる行為をする場合の表第1号に掲げる行為の項中「1日1人につき」を「1平方メートル1日につき」に、「230円」を「100円」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合(ア) 城山公園の表研修

センター会議室の項中「160円」を「140円」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（イ） 国分運動公園の表中「団体使用」を「一部使用（団体）」に、

「

1,170円	3,510円
590円	
4,680円	14,040円
740円	2,220円
370円	
2,960円	8,880円
160円	—
80円	—
90円	
520円	1,560円
260円	
110円	—
60円	
300円	—
150円	
670円	2,010円
340円	—
720円	2,160円
360円	1,080円
360円	—
180円	—

「

1,400円	4,200円
700円	
5,600円	16,800円
700円	2,100円
350円	
2,800円	8,400円
190円	—
100円	—
100円	
620円	1,860円
310円	
130円	—
70円	
270円	—
140円	
800円	2,400円
400円	—
860円	2,580円
430円	1,290円
430円	—
210円	—

」を

」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（エ） 国分海浜公園の表中「240円」を「270円」に、「120円」を「140円」に、「360円」を「420円」に、「1,080円」を「1,260円」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（オ） 国分海浜公園体育館の表中「

「

240円
480円
960円

280円
560円
1,120円

1,920 円	2,240 円
1,440 円	1,680 円
2,880 円	3,360 円
5,760 円	6,720 円
160 円	140 円
160 円	140 円
80 円	100 円
40 円	50 円
120 円	140 円
60 円	70 円
240 円	280 円
120 円	140 円
80 円	100 円
40 円	50 円

」を ）」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（カ） 北公園の表中「360円」を「420円」に、「1,080円」を「1,260円」に、「300円」を「270円」に、「150円」を「140円」に改める。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（キ） 丸岡公園の表中プール、グラウンドの項及びナイター施設の項並びに備考を削る。

別表第9都市公園使用料の2 有料公園施設を利用する場合（ク） まきのほら運動公園の表中「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に、「360円」を「430円」に、「180円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、都市公園に存する工作物等を都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき除却するための手続を定めること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。